

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(太陽光発電設備に係る要件)

第2条 要綱第3条第1号ウに掲げる太陽光発電設備に係る要件は、別表の基準を全て満たしている設備であることとする。

(蓄電システムの設備に係る要件)

第3条 要綱第3条第2号エに掲げる蓄電システムの設備に係る要件は、未使用品（電気自動車のリユースバッテリーを使用して製品化した定置用蓄電システムであって、定置用蓄電システムとして製品化された後の使用実績がないものも含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する設備であることとする。

- (1) 環境省令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象設備
- (2) 環境省令和4年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象設備

(蓄電システム等の機能に係る要件)

第4条 要綱第3条第2号オに掲げる蓄電システム等の機能に係る要件は、次の各号の全てに該当することとする。

- (1) 停電時においても操作を行うことなく、太陽光発電設備で発電された電力を蓄電システムに充電することが可能であること。
- (2) 停電時においても操作を行うことなく、蓄電システムに充電した電力を、補助事業を実施する住宅で、通常時に使用可能な電気機器の全部又は一部に使用することが可能であること。

(申請期限)

第5条 要綱第7条に掲げる申請書の提出期日は、令和5年12月28日までとする。

(収益納付すべき金額)

第6条 要綱第20条第1項に掲げる納付すべき金額については次の各号のとおりとする。

- (1) 納付期間中に補助事業者が納付すべき金額の合計額は、太陽光発電設備の発電出力に1kW当たり5万円を乗じて得た額を減額した額以上とする。
- (2) 前号の納付期間中に補助事業者が納付すべき金額の合計額について、県はその内容を審査し、補助事業者に対し是正のための必要な措置を指示することができる。
- (3) 各年度に補助事業者が返還する額については、原則として前号の額を契約期間で除した額とする。ただし、県が特に認める場合にはこの限りではない。

附 則

この要領は、令和2年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月26日から施行する。

別表（第2条関係）

設備	項目	基準
太陽光発電設備	設備要件	再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電事業計画の認定基準を満たすこと。
	その他	設備のメーカーが国外企業の場合、当該メーカーの日本法人があること。 未使用品であること。 地絡検知機能を有していること。 停電時においても電力供給を継続する機能を有していること。